

菊池市告示第 149 号

菊池市新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 8 月 26 日

菊池市長 江 頭 実

菊池市新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成 19 年規則第 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一層「新しい生活様式」に沿った取組が求められる中、消費者に安心して菊池市内の店舗等を利用してもらうために、事業者の感染防止及び衛生対策等の強化に要する経費を補助することにより、事業者の安全対策を後押しすることを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 この補助金の補助対象者は、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業者で、菊池市内に店舗等を有し、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)における大分類のうち次のいずれかを営む店舗等であること。

ア 情報通信業

イ 運輸業

ウ 卸売り、小売業

エ 宿泊業、飲食サービス業

オ 生活関連サービス業、娯楽業

(2) 代表者及び従業員が、菊池市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

(3) 今後も事業を継続して行う意思を有すること。

(4) 市税に未納がないこと。(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているもの等は除く。)

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第 1 に定めるもののうち第 2 条の目的に沿うものとして必要と認められるものとする。

2 補助金の額は、規則第 3 条第 2 項に定める交付基準の補助率にかかわらず、補助対象経費の 10 分の 10 とし、別表第 2 に定める補助対象者区分ごとにその上限額を設定し、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

3 市長は補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、規則第5条に定めるもののほか次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 菊池市新型コロナウイルス感染防止対策強化事業計画書(様式第1号)
- (2) 誓約書及び同意書(様式第2号)
- (3) 見積書等の写し
- (4) 客室数が確認できる書類の写し(宿泊業のみ)
- (5) 対象車両の車検証の写し(貸切バス業及びタクシー業のみ)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助事業者は、規則第10条に定めるほか、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書、その他支払が確認できるものの写し
- (2) 写真(物品納入状況又は外注費の完了が確認できるもの)

(財産処分の制限)

第7条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年8月4日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

1 物品購入費	
① 消毒	除菌剤の噴霧装置 ・ オゾン発生装置 紫外線照射機 ・ 消毒液 除菌マット ・ 足踏み式消毒液スタンド等
② マスク	マスク ・ ゴーグル フェイスシールド ・ ヘアネット等
③ 飛沫対策	アクリル板 ・ ビニールカーテン ・ 防護スクリーン パーティション ・ カラーコーン ・ ベルトパーティション ・ フロアマーカ等
④ 機械器具等	換気扇 ・ サーキュレーター 扇風機 ・ 空気清浄機 加湿器 ・ サーモカメラ等
⑤ その他衛生管理等	トイレ用ペーパータオル ・ 体温計 コイントレー等
2 外注費	
工事請負等	店舗改修工事 ・ 設備工事 機械器具設置工事等

別表第 2 (第 4 条関係)

補助対象者区分		上限額
飲食業、卸売・小売業 生活サービス業（洗濯、美容、理容、公衆浴場、マッサージ等） その他のサービス業（観光サービス、IT、情報サービス等） 娯楽業		10 万円
宿泊業 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定により 旅館業の営業許可を受け、専ら 観光客が宿泊する施設を営む者	客室 25 部屋以上	50 万円
	6 部屋以上 25 部屋未満	客室×2 万円
	5 部屋以下	10 万円
貸切バス業 （市内の事業所に在籍する車両）	25 台以上所有	50 万円
	所有台数 25 台未満	バス台数×2 万円
タクシー業 （市内の事業所に在籍する車両）	25 台以上所有	50 万円
	所有台数 25 台未満	タクシー台数×2 万円

様式第 1 号（第 5 条関係）

菊池市新型コロナウイルス感染防止対策強化事業計画書

（1）申請者の概要等

(ふりがな) 名 称 (商号又は屋号)			
店舗等住所			
代表者氏名			
代表者住所			
業 種		【いずれか一つを選択してください。】	
		① 飲食、卸売・小売、サービス業	② 宿泊業
		③ 貸切バス業	④ タクシー業
		具体的な内容	
資本金（出資金） (会社のみ記入)		千円	常時使用する 従業員数
			人
連絡 担 当 者	(ふりがな) 氏名		役 職
	住 所	〒	
	電話番号		携帯電話番号
	FAX 番号		E-mail

（2）事業計画

(不足又は十分でないと思える感染防止対策を、本補助事業の活用により、どう強化改善するか記載してください。)

様式第2号（第5条関係）

誓約書及び同意書

菊池市新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金交付要綱第3条（補助対象者）の規定に該当し、今後も事業を継続して行う意思を有することを誓約するとともに、同補助金申請のため、私（当社）の市税納付の状況について、市長が必要な税関係情報の記録を調査することに同意します。

年 月 日

法人名又は屋号 _____

代表者名 _____ 印